

基 発 0104 第 1 号  
令 和 3 年 1 月 4 日

全国民営職業紹介事業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公 印 省 略)

最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業等の周知について  
(協力依頼)

労働基準行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「経済財政運営と改革の基本方針 2020」(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定)において、「日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については、より早期に全国加重平均 1,000 円になることを目指すとの方針を堅持する。」ことが示され、また、令和 2 年 12 月 8 日に閣議決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」の中でも本事業が盛り込まれ、引き続き最低賃金の引上げに向けた環境整備に取り組むこととされております。

これらを踏まえ、令和 2 年 12 月 15 日に閣議決定された令和 2 年度第 3 次補正予算案では、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)について、本助成金をより一層活用いただけるよう、低額の 20 円コースを新設することとしています(令和 2 年度第 3 次補正予算案で措置された部分については、同補正予算の成立が前提となります。)

つきましては、別添リーフレット等を参考に、傘下の団体等への周知、広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知に御配意をいただければ誠に幸いに存じます。御多用のところ恐縮ではございますが、各種助成金の周知について格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。



# 「業務改善助成金」のご案内

～ニーズに応えた低額のコースを新設～

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

## 助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください！

業務改善助成金 検索



## 概要

※令和3年2月1日より申請受付開始

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 <sup>(※2)</sup> 生産性要件を満たした場合は 9/10 <sup>(※1)</sup>
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 <sup>(※2)</sup> 生産性要件を満たした場合は 4/5 <sup>(※1)</sup>
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		

上記のコースは令和2年度第3次補正予算案に基づく措置であり、予算の成立が条件となります。  
令和2年度の25円・60円・90円の3コースは令和3年1月29日で受付を終了します。

- (※1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。
- (※2) 対象は、地域別最低賃金900円未満の地域のうち事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。（令和3年1月現在）北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の39地域。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

## 助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、  
最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、  
提出した計画に  
沿って事業実施

労働局に  
事業実施結果  
を報告

審査

支給

## ご留意頂きたい事項

- ◆ 助成金の支給は令和2年度第3次補正予算の成立が条件となります。
- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

## お問い合わせ先

- ◆ 全国47都道府県にある「働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。
- ◆ 「働き方改革推進支援センター」の所在地及び電話番号は、インターネットでご確認ください。



## 申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。  
【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

## 働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や  
運転資金の融資を行っています。  
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

## 【参考：令和3年度の業務改善助成金について（予定）】

コース区分	引き上げる 労働者数	助成 上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	1人	20万円	以下の2つの要件を 満たす事業場  ・事業場内最低賃金と 地域別最低賃金の差額が 30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金 900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10
	2～3人	30万円		
	4～6人	50万円		
	7人以上	70万円		
30円コース	1人	30万円		
	2～3人	50万円		
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		
60円コース	1人	60万円		
	2～3人	90万円		
	4～6人	150万円		
	7人以上	230万円		
90円コース	1人	90万円		
	2～3人	150万円		
	4～6人	270万円		
	7人以上	450万円		

(※) 上記コースは、令和3年度予算の成立が前提のため、今後、変更される可能性がありますので、ご注意ください。